

お知らせ版

～2月の税・申告特集～

発行・企画財政課 TEL68-2512
編集・税務住民課 TEL68-6692

ご注意ください！医療費控除

医療費控除をする場合は、高額療養費や生命保険会社から支給された金額等を除いた医療費を申告することとなります。

なお、医療費控除には領収書(原本)を添付しますので、高額療養費支給の申請をする方は、領収書の写し(コピー)を保管しておいてください。(後期高齢者医療保険該当の方は、高額療養費支給申請時に領収書の添付は必要ありません。)

【問い合わせ】税務住民課 TEL68-6692

医療費控除に

「おむつ使用証明書」を添付する方へ

おむつの代金を医療費控除の対象とするには、医師が記載した「おむつ使用証明書」(税務住民課にあります)が必要ですが、以下の条件にあてはまる方は、要介護認定資料の「主治医意見書」で代用することができます。

【条件】

- ・要介護認定を受けている方
- ・前年の確定申告で医療費控除に「おむつ使用証明書」を添付した方
- ・主治医意見書におむつ使用が認められるような記載がある方

【問い合わせ】保健福祉課福祉介護班 TEL68-6716

介護保険サービスの医療費控除

介護サービスのうち、医療系介護サービスの利用料金は「医療費控除」の対象となります。サービス事業所が発行する「居宅サービス利用料領収書」や「施設サービス利用料等領収書」があれば対象となる場合がありますので、担当のケアマネージャーまたは入所している施設にご確認ください。

【問い合わせ】保健福祉課福祉介護班 TEL68-6716

介護保険料は社会保険料です

平成22年中に納めた「介護保険料」は、全額社会保険料控除の対象となります。

※介護保険料(口座振替の方等)の納付証明書は、保健福祉課窓口で発行します。

【問い合わせ】保健福祉課福祉介護班 TEL68-6716

町県民税の出張受付について

受付日	受付時間	地区	受付場所	持参するもの
2月19日(土)	9:00 ～ 10:30	須賀	須賀区民館	・印鑑 ・源泉徴収票など 収入のわかるもの ・生命保険支払証明書など 申告に必要なもの ・送付された申告書
		高山田	高山田公民館	
	10:45 ～ 12:15	久保	久保区民館	
		六軒町	六軒町青年館	
	13:30 ～ 15:00	浜	浜青年館	
		御宿台	御宿台集会所	
		新町	新町会館	
		岩和田	岩和田青年館	
		実谷・七本	実谷区民館	
			上布施	

上記の日程で町県民税の出張申告受付を実施しますので、ご利用ください。

※上記の場所では「所得税の確定申告」の受付はできません。

※税務署に所得税の確定申告書を提出する方は、町県民税の申告は必要ありません。

【問い合わせ】税務住民課 TEL68-6692

平成23年度町県民税の申告について

平成23年1月1日現在御宿町に住所を有し、平成22年中に以下の事項に該当された方は町県民税の申告が必要となります。(所得税の確定申告をされた方は不要です。)

もう一度確認し、忘れずに申告しましょう。

(1)給与所得の方で次に該当する方

- ・ 給与の他に営業、農業、年金等の所得のある方
- ・ 2ヶ所以上から給与を受けている方
- ・ 勤務先の事業所等から「給与支払報告書」が役場に提出されていない方

(2)営業、農業などの事業を営んでいる方

(3)年金、不動産、報酬、山林、譲渡等の所得のある方

※なお、平成22年中に所得のない場合でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方、平成22年中所得の証明が必要となる方についても町県民税の申告が必要となります。

【問い合わせ】税務住民課 TEL68-6692

茂原税務署よりお知らせ

茂原税務署では、確定申告期間中[2月16日(水)～3月15日(火)]の休日(土、日)の業務は行なっていませんのでご注意ください。

【問い合わせ】茂原税務署 TEL0475-22-2166

個人住民税における住宅ローン控除

所得税の住宅ローン特別控除を受けた方で、所得税から引ききれなかった金額がある場合、以下のとおりその金額を翌年度の住民税から控除できます。

【対象者】所得税の住宅ローン控除の適用者

(平成11年から18年及び平成21年から25年までの入居者)

【控除額】所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について最高97,500円を限度に控除

※町に対する申告は不要です。

【問い合わせ】税務住民課 TEL68-6692

国民年金保険料を忘れずに

平成22年中に納めた本人や家族の保険料は、社会保険料控除の対象となります。また、平成22年中に納めた前納保険料、追納保険料なども控除の対象となりますので、控除証明書を添付し、申告をしてください。

なお平成22年中に所得がなかった場合でも、国民年金保険料免除等の申請時の判定に必要となりますので、必ず確定申告または町県民税の申告をしてください。

【問い合わせ】税務住民課 TEL68-6692